

# 水銀廃棄物の分類(2017年10月1日施行時点)

- 水俣条約に対応する日本国内における水銀廃棄物の分類は3種類に分かれ、廃棄物処理法の産業廃棄物に該当する水銀廃棄物は、大きく4つの種類に分けられます。
- 水銀含有ばいじん等、及び水銀使用製品産業廃棄物は今回の環境省令改正により新たに定義されたものです。
- 廃水銀等は平成28年4月1日から特別管理産業廃棄物に指定されました。  
特別管理産業廃棄物の特定有害(下表の「特管有害物」)については、従来から水銀溶出量等に基づき規制されています。
- 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物は、産業廃棄物の品目として定義されるものではありません。(石綿含有産業廃棄物と同じ扱いとなります。)

<p><b>廃金属水銀等</b></p> <p>水銀又はその化合物が廃棄物となったもの</p>  <p>純度を高めて硫化・固形化(埋立処分の場合)</p>	<p><b>水銀汚染物</b></p> <p>水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの</p>  <p>汚泥、廃液</p> <p>1000mg/kg, %を超えるものは加熱工程により水銀を回収</p>	<p><b>水銀使用製品廃棄物</b></p> <p>水銀使用製品が廃棄物となったもの</p>  <p>製品の種類によって水銀回収の義務のあるものがある 安定型埋立不可</p>	<p>日本国内における水銀廃棄物の分類(水俣条約対応)</p>	
<p><b>廃水銀等</b></p> <p>試薬(原体) ポロシメーター</p> <p>水銀汚染物・使用製品廃棄物から回収された廃金属水銀等</p> <p>※特定施設から排出されるもの</p> <p>2016年4月1日施行</p>	<p><b>特管有害物</b></p> <p>銻さい、ばいじん、汚泥</p> <p>溶出で0.005mg/%を超えるもの</p> <p>廃酸、廃アルカリ</p> <p>含有で0.05mg/%を超えるもの</p> <p>※特定施設から排出されるもの</p>	<p><b>水銀含有ばいじん等</b></p> <p>燃え殻、銻さい、ばいじん、汚泥</p> <p>含有で15mg/kgを超えるもの</p> <p>廃酸、廃アルカリ</p> <p>含有で15mg/%を超えるもの</p> <p>※施設の限定無し</p> <p>2017年10月1日施行</p>		<p><b>水銀使用製品産業廃棄物</b></p> <p>医薬品 農薬 蛍光ランプ 水銀電池</p> <p>※成分表示・水銀使用の旨の表示のあるもの、名称から判断できるもの、及び目視で金属水銀の確認ができるものが対象。</p> <p>2017年10月1日施行</p>
<p><b>特管</b></p>		<p><b>産廃</b></p>		<p>特管・産廃の区分</p>

※小学校の実験で使った水銀が廃棄物になったものなど、特定施設に該当しない施設から生じた廃金属水銀等は、特別管理産業廃棄物には該当しないが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同等に環境上適正に扱うこと。

□ は、水俣条約の批准に対応するために、廃棄物処理法施行令改正(H27)で新たに定義されたもの。

## その他の法令等

水銀汚染防止法(新法)	水俣条約上の水銀廃棄物の定義にあつて、廃棄物処理法上の廃棄物でない場合に対応。水銀含有再生資源(有価物)。
水銀含有再生資源	水銀を含む非鉄製錬スラッジ

株式会社 万力 〒362-0064 埼玉県上尾市小敷谷711番地6 電話 048-781-5284  
 渡部高大 watanabe.t@banriki.com http://banriki.com FAX 048-781-3800